

市立伊丹病院地域医療支援委員会の会議の公開等および傍聴についての要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、市立伊丹病院地域医療支援委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開等および傍聴について定めるものである。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容に伊丹市情報公開条例（平成15年伊丹市条例第5号。以下「条例」という。）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）が含まれる場合を除く。

2 前項ただし書の場合において、第7条の各号のいずれかに該当する情報を他の審議内容と分離できるときは、当該情報に係る部分を除いて公開を行うものとする。

3 委員会は、会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開の方法)

第3条 委員会の会議の公開は、傍聴によるものとする。

(傍聴章等の交付)

第4条 委員会を傍聴しようとする者は、傍聴章又は傍聴証の交付を受け、これを着用しなければならない。

(傍聴章)

第5条 傍聴章は、委員会当日所定の場所で先着順に、傍聴整理簿に住所、氏名及び年齢を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付を受けた者は、委員会当日、当該委員会に限り傍聴することができる。

(傍聴証)

第6条 傍聴証は、報道関係者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された期間、委員会を傍聴することができる。

(傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは傍聴章を返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証に記載された期間が満了したときは返還しなけれ

ばならない。

(傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴しようとする者の定員)

第8条 傍聴章の交付を受けて委員会を傍聴する者の定員は、5名とする。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、委員会室にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、たすきの類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、委員会室において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議録)

第15条 会議録は、委員長が作成する。

2 会議録には次の事項を記載する。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員、臨時委員、専門委員及び関係人の氏名
- (3) 議題及びその内容
- (4) 議題の要旨
- (5) 議決事項
- (6) その他委員長が必要と認める事項

3 会議録は、委員会の初めに委員長が指名した2人の出席者が署名する。

4 会議録は、市立伊丹病院地域医療連携室において保存する。

(委員会の周知)

第16条 市立伊丹病院は委員会を設置したときは、速やかに、市立伊丹病院公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）等に次に掲げる事項を登載し、市民に周知するものとする。ただし、第4項に掲げる事項については、非公開情報が含まれる場合はこの限りではない。

- (1) 委員会の名称
- (2) 委員会等の所轄事項
- (3) 委員の人数及び任期
- (4) 委員名簿
- (5) 担当課連絡先

(委員会開催の周知)

第17条 市立伊丹病院は、委員会が開催されるときは、委員会開催予定日の1週間前までに次に掲げる事項をホームページ等に登載し、市民に周知するものとする。ただし、緊急に開催される会議については、この限りではない。

- (1) 委員会の名称
- (2) 開催日時及び場所

- (3) 議題
- (4) 傍聴の可否及び非公開とする場合はその理由
- (5) 傍聴の定員及び傍聴の受付方法
- (6) 前項に規定する傍聴に関する事項の概要
- (7) 連絡先

(会議録等の公開)

第18条 市立伊丹病院は、委員会等から会議録の写し又は答申書（以下「会議録等」という。）の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げる方法によりその内容を公開するものとする。ただし、会議録の内容に非公開情報が含まれる場合を除く。

- (1) 市立伊丹病院地域医療連携室窓口への備付け
- (2) ホームページへの登載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市立伊丹病院が適切と認める方法

2 前項ただし書の場合において、非公開情報を会議録等の他の内容と容易に分離できるときは、当該情報に係る部分を除いて公開するものとする。

3 前項ただし書の規定により会議録等を公開せず、又は部分公開とするときは、市立伊丹病院は、その旨及びその理由をホームページ等に登載するものとする。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。